

南部水道企業団給水装置工事業務委託仕様書

(趣旨)

第 1 条

本業務は、給水装置工事の申請窓口において、水道法並びに南部水道企業団給水 条例、南部水道企業団水道事業給水条例施行規程及び南部水道企業団給水装置工事設計施行基準等を遵守し、常に公平性・中立性を守り、威圧的・指導的にならぬよう丁寧な対応を心掛け、民間企業の技術と知識を活用した受付サービスに努めるものとする。

(業務委託の内容)

第 2 条

この業務委託の範囲は次に定めるものとする。

- (1) 給水装置工事業業者の埋設管調査補助埋設管調査に伴うマッピングの案内、給水台帳検索等補助及び集計
- (2) 一般窓口の埋設管調査補助 埋設管調査に伴うマッピングの案内及び集計、委任状による給水台帳検索等補助及び管理
- (3) 事前打合せ 水道法、関係法令、給水条例、南部水道企業団給水装置工事設計施行基準等との照合、必要書類の確認、事前調査、給水方式、流量計算、給水管の口径、施工方法、占用等を打ち合わせ、加入金、手数料等の納金等の決定、廃止流用、廃止保留、廃止放棄 処理の確認及び内訳書の作成、料金システムとの照合、その他必要書類の手続き案内（指定給水装置新規、変更、更新の受付）
 - 1) 工事場所、申込者情報、指定給水装置工事業業者情報の確認
 - 2) 給水装置工事の対象物の確認
 - 3) 建築確認済書の確認
 - 4) 工事種別の確認
 - 5) 分岐取出し工事の確認（既設取出し・新規取出し）
 - 6) 舗装本復旧の確認
 - 7) 工事に関する条件の確認（同意書・所有者変更・寄付申込書・誓約書）
 - 8) メーター・水栓・貯水槽等に関する確認（メーター・工事用水・水栓数）
 - 9) 水道利用加入金の確認（廃止流用・加入金の徴収）
 - 10) 手数料徴収区分の確認（分岐を伴う工事・分岐を伴わない工事）
 - 11) 中高層集合住宅等しゅん工検査及び認定申込手数料の確認
 - 12) 添付書類の確認
- (5) 廃止及び所有者に関する受付給水装置廃止届、理由書付廃止届、給水装置所有者変

更届の確認及び書類管理

- (6) 設計審査事前打合せとの照合（所有者変更の確認）、給水装置工事の申込受付、中高層集合住宅等認定申込受付、給水装置工事申込取消申込書、許可申込書、メーター等撤去届、各種手数料の納入書等の発行
- (7) しゅん工検査受付図面に基づいた、加入金、その他手数料の納入通知書兼領収書の発行
- (8) その他の業務月報・年報等作成及び報告、指定給水装置工事事業者名簿等管理

(委託契約・期間)

第 3 条

業務委託の期間は、令和 2 年 5 月 1 日をもって契約日とし、その期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 11 ヶ月とする。

(委託料の支払い)

第 4 条

受託者は、業務委託料月額に消費税法で定める消費税及び地方税法で定める地方消費税の税率を乗じて得た額を毎月 10 日までに、企業団の所定の手続きに従い請求するものとする。

- 2 企業団は、受託者から前項に規定する請求を受けたときは、委託業務の履行を確認し、請求を受けた日の属する月の月末までに支払うものとする。

(委託業務の執務場所)

第 5 条

本業務の執務場所は、企業団管理課 1 階に設ける。

- 2 受注者は、契約締結後、前項の執務場所使用に対し、速やかに行政財産使用許可申請書を企業団に提出し、行政財産の使用について許可を得た上で使用することとする。

(就業日及び営業時間)

第 6 条

本業務の営業日は、休日及び年末年始を除く月曜日から金曜日とし、また営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とする。

(委託業務従事者)

第 7 条

受託者は、自己の責任において、必要に応じて委託業務に従事する者（以下、「委託業務従事者」という。）を確保しなければならない。

- 2 受託者は、委託業務の実施にあたり前項に規定する委託業務従事者の名簿を作成し、委託業務開始の 2 週間前までに企業団に提出しなければならない。また、委託業務開始後、委託業務従事者の採用・異動・退職等があった場合は速やかに企業団に提出しなければならない。

(身分証明書)

第 8 条

企業団は、委託規程第 7 条の規定に基づき、受託者の委託業務従事者に対し、その旨を示す身分証明書を交付するものとする。

2 委託業務従事者は、委託業務に従事するときは前項に規定する身分証明書を常に携帯し、工事関係者及び需要者等から身分確認の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(責任者の指定)

第 9 条

受託者は、委託業務の実施にあたり、委託業務実施者の中から窓口対応責任者を定め、書面により企業団に届出なければならない。また、この責任者は給水装置工事主任技術者の資格者でなければならない。なお、責任者を変更したときも同様とする。

(月報の提出及び打合せ会議等)

第 10 条

受託者は、毎月 10 日までに前月に実施した委託業務に係る報告書(月報)を企業団に提出し確認を受けるとともに、企業団と委託業務の遂行に係る進捗状況の報告、検討課題の検討等のための定例打合せ会議を開催しなければならない。

(再委託の禁止)

第 11 条

受託者は、委託業務の全部及び一部を第三者に委託し、または請負わせてはならない。

(個人情報の保護に係る受注者の責務)

第 12 条

受注者は、本契約の履行にあたって個人情報を取り扱う場合は、本契約及び他に契約する情報等の秘密保持に関する契約書等の各条項に遵守し、個人情報の漏洩、滅失及びその他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 13 条

受注者は、発注者から提供された個人情報及び行政情報を委託業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

(個人情報の管理)

第 14 条

受注者は、発注者から提供された個人情報、行政情報及び委託業務に関する資料等のうち、個人情報に係るもの及び受注者が契約履行のために作成した記録媒体については、適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の管理にあたっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等

を設け、個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 発注者は、受注者に対して前項の管理状況について、必要に応じて報告を求めるとともに検査することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 15 条

業務処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じた場合は、発注者が負担するものとし、その額については、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

(事務引継)

第 16 条

受託者は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたときは、速やかに委託業務に関する一切の事務を企業団及び企業団の指定する者に引継がなければならない。

(補則)

第 17 条

本仕様書に定めのない事項については、企業団と受託者で協議のうえ、処理するものとする。ただし、緊急を要する場合については企業団の指示するところによる。

検査業務を遂行するにあたり発注者で用意するもの

業務用 PC 一式

身分証明書、腕章

残留塩素測定機器

水圧計

閉開栓ハンドル、キー（本管用、止水栓用）

ヘルメット（企業団章入り）

メジャー、巻き尺（オフセット測定用）

連絡用携帯電話

検査業務を遂行するにあたり請負者で用意するもの

- ・ 検査業務に必要な車両（※ライトバン 1,500CC 計上）

※車両保険等は請負者で設定すること

- ・ 検査業務に必要なカメラ（スマホカメラでも可）
- ・ メータ取り付け工具（バイスプライヤー、モンキーレンチ、パイプレンチ等）
- ・ マスク（窓口業務を行う為、コロナウイルス対策）